

## 2) 証拠調べ手続き

### 1 冒頭陳述

検察官や弁護人が証拠調べの最初に述べる事件のストーリー

#### 使用例

冒頭手続の終了後、証拠調べの最初に

裁判長「それではこれから証拠調べ手続に入ります。まず、検察官から、**冒頭陳述**をどうぞ。」

#### 裁判員のための解説

- 1 起訴状朗読などの冒頭手続(裁判の最初の手続)が終了した後、証拠調べに入ります。証拠調べの一番初めに、検察官と弁護人は、各自が証明しようと考えている事件の内容について述べます。これを、冒頭陳述といいます。
- 2 冒頭陳述は、あくまで、検察官や弁護人が主張する事件のストーリーで、それぞれが「これが事実だ」と考えている意見にすぎません。事件の内容について争いがある場合は、双方から異なった「ストーリー」が述べられることとなります。
- 3 裁判官や裁判員の役割は、検察官や弁護人が述べていることが、その後出される証拠に基づいて、認められるかどうかを判断することです。

#### 法律家のための解説

- 1 裁判員裁判においては、検察官のみならず弁護人も冒頭陳述をしなければなりません。弁護側の冒頭陳述の意義・役割を把握しておく必要があります。

**関連語** 証拠 論告求刑 弁論

## 2 証拠

### 証拠

事実があったかどうかを判断するための材料になるもので、証人、鑑定人、書類や物などがあります。

### 使用例

#### 裁判員選任手続の後

裁判長「被告人が有罪か無罪かは、法廷に提出された証拠だけに基づいて判断しなければなりません。新聞やテレビなどで見たり聞いたりしたことは、証拠ではありません。ですから、そうした情報に基づいて判断してはいけません。また、検察官や弁護人は、事実がどうであったか、証拠をどのように見るべきかについて、意見を述べます。これも裁判員の皆さんと裁判官の判断の参考にするために述べられるのであって、証拠ではありません。

証拠としては、例えば、凶器などの証拠品、現場見取図などの書類、証人や被告人の話があります。」

#### 冒頭陳述が終わった後

裁判長「それではこれから証拠を調べます。」

### 裁判員のための解説

- 1 刑事裁判の基本原則の一つに、「証拠裁判主義」があります。これは、被告人が有罪か無罪かは、法廷に提出された証拠だけに基づいて判断しなければならないというものです。上記の説明例は、この原則を説明したものです。
- 2 証拠とそうでないものについては、区別が必要です。マスコミ報道に基づく情報や、検察官・弁護人が法廷で述べる「意見」などは、証拠ではありません。法廷で証拠として認められたものだけが証拠です。  
何が証拠であるか、どれとどれに基づいて判断をすべきであるかは、裁判官から説明をされることとなります。
- 3 使用例で記載されているように、証拠としては、例えば、凶器などの証拠品、現場見取図などの書類、証人や被告人の話があります。

### 法律家のための解説

証拠裁判主義は刑事裁判の原則の中でも重要な原則であり、裁判員選任手続後の説明でも必ず言及されることとなります。

また、裁判員選任手続における裁判員候補者に対する質問においても、例えば、被害者の知り合いだという裁判員候補者に対して、「被害者との関係を離れて、この裁判で出される証拠だけに基づいて公平に判断することができますか。」という問いがなされるでしょう。このような質問を通じて不公平な裁判をするおそのの有無が判断されま

す。

以上のような手続もあるので、多くの裁判員は、証拠裁判主義について理解していると考えられます。

**関連語** 証拠能力 違法収集証拠

### 3 実況見分・実況見分調書

警察官（注）が事件に関係があると思う場所について，その状況を調べること。調べた結果を記録した書類を実況見分調書という。

注：検察官や検察事務官が行う場合もある。

#### 使用例

##### 証拠調べ手続

検察官「**実況見分調書**を，証拠として請求します。」

#### 裁判員のための解説

- 1 実況見分は，一般には「現場検証」と言われることもあります。関係者の同意により行われるものです。
- 2 警察官だけでなく，検察官や検察事務官が行なう場合もあります。
- 3 実況見分の対象は，警察官が事件に関係があると思う場所だけでなく，人の身体や物について行われる場合も含まれます。人の身体とは，被害者の受けた傷跡，被疑者自身が犯行の際に負った傷跡などです。

#### 法律家のための解説

- 1 検察官，検察事務官又は司法警察職員が任意処分として行う検証の結果を記載した書面を「実況見分調書」といいますが（刑事訴訟の実務（下）石丸俊彦ら 152 頁・新日本法規），一般には「現場検証」という表現が馴染み深いものです。  
しかし，実況見分を「現場検証」と言い換えてしまうと，裁判官の令状を得て行う本来の「検証」と混同が生じることから，「現場検証」への置き換えはひとまず留保しました。
- 2 実況見分の主体は，検察官，検察事務官又は司法警察職員ですが，これらを併記すると煩雑なので，説明案は「警察官」だけにしています。法廷では，ここに「検察官」「検察事務官」など，ケースに応じて当てはめて下さい。  
実況見分の多くは司法警察職員によるので，説明案はこれを「警察官」とし，代表例としました。
- 3 実況見分の対象については，同じく説明が長すぎないように「場所」を代表例とする案にしました。事例に応じて，対象を入れ替えて表現して下さい。  
「犯罪の場所」については，これをそのまま使用すると，裁判員に，その場所において真に犯罪があったものと受け取られるおそれがあるので，「警察官が事件に関係があると思う場所」としました。

#### 関連語

検証調書

## 4 検証・検証調書

### 検証

裁判官の令状にもとづいて、警察官が事件に関係があると思う場所について、その状況を調べること。

### 検証調書

調べた結果を記録した書類を検証調書という。

注：逮捕に伴う無令状の検証（刑訴法 220 条 1 項 2 号）の場合は、「裁判官の令状にもとづいて」を外し、「警察官が事件に関係があると思う場所について、その状況を調べて記録した書類」となる。

### 使用例

証拠調べ手続で

検察官「**検証調書**を、証拠として請求します。」

### 裁判員のための解説

- 1 関係者の同意がない場合に、裁判所の「検証許可状」をもらって、強制的に、場所・人・物を調べることを「検証」といいます。実況見分との違いは、「裁判所の許可」によるか、関係者の同意によるかという点です。
- 2 裁判所が直接行う場合もありますが、多くは令状（裁判所の許可）を得て警察や検察が行います。
- 3 調べた結果が文章として書かれているだけでなく、写真や図面が添付されていることがあります。写真や図面は、法廷ではスライドなどに映されて、裁判員に見やすい工夫がされることになっています。

### 法律家のための解説

- 1 裁判所が直接行う場合もありますが、令状により警察により行われることが多いことから、説明案は、「裁判官の令状にもとづいて、警察官が...」としました。
- 2 人・物が対象となる場合は、実況見分の場合と同様に、具体的に言い換えて下さい。
- 3 なお、逮捕に伴う無令状の検証（刑訴法 220 条 1 項 2 号）の場合には、「裁判官の令状にもとづいて」を外すこととなります。

**関連語** 実況見分・実況見分調書

## 5 検察官調書（検面調書）

検察官が、事件について、被疑者（容疑者）を取調べたり、被害者その他の関係者から事情を聞いたりして、その内容を書き記したもの。

### 使用例

#### 証拠調べ手続で

検察官「証人は、この裁判になってから犯行状況を見ていないと証言していますが、捜査段階では詳細に犯行状況を述べています。また法廷における証言よりも検面調書における供述の方が信用できる状況でなされています。よって、この証人の検察官調書が採用されるべきです証拠として申請します。」

### 裁判員のための解説

- 1 「検察官の面前における供述を録取した調書」を、略して「検面調書」と呼ばれました。現在は「検察官調書」と呼ばれることが多いでしょう。事情を聞く対象は、容疑者だけでなく、被害者や関係者も含まれます。
- 2 事情を聞く場所は検察庁内に限らず、たとえば自宅、病院、目立たないようにホテルなどで行なわれる場合もあります。
- 3 「事情を聞く」のは、容疑者や関係者を、その同意を得て任意に聞く場合も、容疑者を逮捕・勾留して取調べる場合も含みます。
- 4 裁判員裁判では、人が見聞きしたり経験したことは、原則として、法廷で証人尋問や被告人本人尋問という形で、供述・証言してもらおうという方法がとられます。ただ、例外的に法廷外での書面が証拠採用されることがあります。その一例が検面調書です。  
例外的に採用されるのは、証拠調べ請求した相手側（例えば、検察官が請求すれば被告人・弁護人）が同意した場合、供述した人が既に死亡し、法廷に出てくることができない場合、法廷で前の供述と異なった証言をした場合です。
- 5 ただし、この場合は、「法廷での証言より、前の供述がより信用できるという特別な状況がある」という条件（特信状況あるいは特信性）が必要です（ p.28）。

たとえば、検察官の事情聴取が終わった後、公判の始まる前に、証人が誰かに脅されたなどの事情がある場合には、検察官調書作成の時に「特信状況」があると主張されるでしょう（ p.28）。

### 法律家のための解説

- 1 取調べの対象については、実務で使用されている「被告人の」「被告人以外の」という区別は分かりにくいので、被疑者、被害者、その他の関係者に分類しました。また、被疑者については、より一般的に使われている「容疑者」に置き換えました。
- 2 「取調べ」という言葉は、被疑者を対象としていることはイメージしやすいが、被害者や関係者も対象としていることはイメージしにくいので、被害者及び関係者について

は、「事情を聞いて」という表現を使いました。

全てを「事情を聞いて」に統一すると、犯罪を行ったと疑われている人を取調べて記録したものは含まれないと解される可能性があるので、被疑者は「取調べて」に、被害者や関係者は「事情を聞いて」と、書き分けました。

3 「検察官の面前における」というと、検察庁内での取調べを想起させますが、場所は庁内に限定されず、さまざまな場所があり得ます。また被疑者に対する取調べと参考人に対する任意取調べの双方があることも、裁判員に理解してもらう必要があります。

「検察官が、事件について、被疑者を取調べ、被害者その他の関係者から事情を聞く」と表現すれば、これらの点もカバーされると考えます。

4 「録取」には、たとえば録音、録画、速記録のように、会話をありのままに記録したものも含まれますが、現在は、取調官が要約した調書がほとんどであることから、「事情を聞いて、内容を書き記した」としました。取調べが常に録画・録音されるようになれば、調書の代わりにビデオやDVDなどの媒体を使うことができます。

**関連語** 員面調書 弾劾証拠 伝聞証拠

## 6 特信情況（特信性）

検面調書が証拠として採用されるための条件の一つで、検面調書に記載された供述の方が、同じ人の法廷での証言より信用できるという特別な事情があること。

### 使用例

#### 証拠調べ手続で

検察官「A証人は、法廷で、検面調書に記載された供述と異なる証言をしました。捜査段階では、一貫して法廷の証言とは異なる供述をしています。A証人の記憶は現在衰えています。検面調書を作った時の方が記憶が鮮明です。これは、この法廷での証言より信用できるという特別な事情にあたるので、検面調書を証拠として採用すべきです。」

弁護人「事件当時A証人はかなり飲酒していたので、そもそも記憶があいまいであり、記憶が衰えたという評価は正しくありません。また、A証人の捜査段階の供述は次第に詳細になっており、検察官の誘導によって検面調書が作成された疑いがあります。捜査段階の方が記憶が鮮明であるため信用できるという特別な事情はなく、証拠として採用すべきではありません。」

### 裁判員のための解説

- 1 証人が検面調書( p.26)に書かれている供述内容と異なる内容の証言を法廷で行い、かつ、法廷での証言よりも検面調書作成の際の供述を信用すべき特別の状況がある場合には、検面調書を証拠として採用することができます。このような特別の状況を「特信情況」と言います。法廷では、「特信性」がある、「特信性」がないという言い方がされる場合もあります。
- 2 特信情況(特信性)があるかないかということは、「証拠として採用していいかどうか」という法律的判断なので、裁判官だけで判断する事項です。しかし、裁判官が「特信情況がある」と判断して証拠として採用された場合には、その内容が信用できるかどうかは、裁判員にも判断権限があるため、裁判官と一緒に評価することになります。  
実際には、「特信情況があるかないかの判断」と、「信用できるかできないかの判断」においては、検討すべき事情に大きな違いはありません。たとえば、記憶があいまいであるかどうかという事情は、いずれの判断においても検討されることになるでしょう。  
また、裁判員も一緒に審理に立ち会っているのに、信用性については意見を聞くが、特信情況については意見を聞かないというあつかいは不自然です。  
そこで、一般的には、特信情況(特信性)があるかどうかについても裁判員の意見を聞く場合が多いと思われます。
- 3 「特信情況がある」と主張される理由として、捜査後公判前に証人が誰かから脅かされた、捜査段階と比べて公判段階では記憶が衰えている、公判では被告人が目の前にいるので本当のことを話しにくい、などがあります。

この「記憶の衰え」という判断に関しては、公判は捜査が終わってから行われるので、当然事件発生から時間はさらに経過しており、一般的に記憶は薄れてしまう場合が多いという指摘があります。また公判廷で被告人を前にしているので話しにくいという主張に対しても、状況はすべての事件で同じであるとの指摘もあります。それぞれのケースで「特信状況がある」と判断できるか、慎重な検討が必要になります。

4 ところで、これまでの刑事裁判では、比較的簡単に特信状況の存在が認められることが多かったとの批判がなされています。裁判員が参加することで、その判断がどのようになっているのか、注目されています。

### 法律家のための解説

1 特信状況（特信性）があるかどうかについては、裁判員には判断権限がありません。しかし、これを判断する評議には、裁判員にも入ってもらい、その意見を聞くことが多いであろうと思われます。裁判員の意見が裁判官の判断を左右する場合もあるでしょう。

また、信用性の有無については裁判員に判断権限があります。ですから、特信状況について主張立証する場合、そのことを意識して、裁判員にわかりやすい形で主張立証を心がける必要があります。

2 具体的には、検面調書採否の意見を述べる際には、特信状況に関する法的理論を抽象的に展開するのではなく、証拠に現れた具体的事実をわかりやすく提示して、法廷での証言の方が信用できるということを納得してもらえよう弁論することが考えられます。

**関連語** 検察官調書（検面調書）

## 7 員面調書

警察官が、事件について、容疑者を取調べたり、被害者その他の関係者から事情を聞いたたりして、その内容を書き記したものを。

### 使用例

証人尋問において

弁護士 「あなたは、今日法廷で、私は当日現場にいなかったと証言しました。しかし、あなたの平成21年4月1日付の員面調書では当日現場にいたとなっておりますが、そのような調書になっていることは認めますね。」

### 裁判員のための解説

- 1 「司法警察員（警察官）の面前における供述を録取した調書」を、略して「員面調書」といいます。
- 2 事情を聞く場所や、その対象については、検面調書の項を参照してください（ p.26）。
- 3 調書が例外的に証拠として採用される場合があることは検面調書と同様ですが、員面調書が証拠として採用される要件は、検面調書よりも厳しくなっています。

例外として採用されるのは、証拠調べ請求した相手側（例えば、検察官が請求すれば被告人・弁護士）が同意した場合、事情を聞かれた人が死亡したり行方不明になった場合で、員面調書に記載された供述内容がその犯罪の証明に欠くことができず、その供述が特に信用すべき状況の下でされたものである場合です。しかし、特に の採用は厳しく、員面調書が、事実認定に使用できる証拠として取り調べられることはほとんどありません。

但し、使用例にもありますように、証人尋問において、証人が員面調書に記載された供述と異なる証言をした場合、その証言は信用できないことを証明する目的で利用される場合があります。このような目的で使われる証拠を、「弾劾証拠」といいます（ p.40）

### 法律家のための解説

「警察官」には司法警察員のほか司法巡査も含まれますが、裁判員裁判の中で司法巡査が作成する調書が出てくる可能性は少ないことから、一般にわかりやすい「警察官」と置き換えることにしました。

**関連語** 検察官調書（検面調書） 弾劾証拠 伝聞証拠

## 8 証拠能力

法廷で証拠として採用し、取り調べることができること。

### 使用例

証拠調べ手続で

弁護人 「検察官が請求した自白調書は任意性に疑いがあり、証拠能力が否定されるべきです。」

### 裁判員のための解説

#### 1 証拠裁判主義とは

刑事裁判の基本原則に、「証拠裁判主義」があります。被告人が有罪か無罪かは、法廷に提出された証拠のみに基づいて判断しなければいけないという原則です。

しかしながら、法廷に提出される証拠はどのようなものであってもよいというわけではありません。法廷で取り調べてもよいもの、証拠として許されるものでなければなりません。そのような証拠は「証拠能力がある」とされます。

「証拠能力がない」とされた証拠は、取り調べられず、また判断材料から排除されます。

#### 2 「証拠能力」が必要とされる理由

証拠能力のない証拠を排除することで、証明力が怪しい証拠による誤った判断を防ぐことができ、また違法な方法で証拠収集を行なうことがないように予防することができます。違法な集め方をさせないようにするという意味もあります。

#### 3 「証拠能力」と「証明力」のちがいは

「証拠能力」のほかに「証明力」という言葉も使われますが、意味が異なります。証明力は、「証拠能力のある証拠」が、どのくらい有力な証拠か、あるいは、どの程度信用できるのか、といったことを意味します。

たとえば、被疑者が自分から進んで任意に自白をしたけれど、その人はしょっちゅう嘘をつく人で、話の内容は信用できない、という場合があります。このような自白は、「証拠能力」はあるが「証明力」がないことになります。

#### 4 証拠能力が認められない例

「証拠能力」が認められない具体例としては、自白調書については、例えば、検察官が被疑者に対して、「犯行を認めればすぐに釈放してやる」と迫った結果なされた自白（ p.35）で、その任意性が否定される場合などがあります。

押収された証拠物、例えば覚せい剤などについては、警察官が、令状がないにもかかわらず被疑者が持っていた物を無理やり取り上げた場合などがあります。

このような自白調書や証拠物は証拠とすることができず、判断材料から除外されます。

## 法律家のための解説

- 1 証拠能力があるか否かについては、裁判員に判断権限はありませんが、裁判官から意見を聞かれる可能性はあるため、理解してもらう必要があるでしょう。
- 2 「証拠能力がある」というだけで、「信用度が高い」ことを意味すると考えてしまう可能性があるため、「証拠能力と証明力の違い」「証拠能力はあるが、証明力がない場合がある」ことを念頭において説明する必要があります。

**関連語** 違法収集証拠，違法収集証拠排除の法則，自白の任意性

## 9 違法収集証拠・違法収集証拠排除の法則

### 違法収集証拠

捜査官が違法な手段によって集めた証拠。広い意味では自白も含むが、通常は、捜索や押収によって集めた資料をいう。

### 違法収集証拠排除の法則

捜査官が違法な手段によって集めた証拠は、法廷で証拠として取調べてはいけないというルール。

### 使用例

証拠調べ手続きで

弁護人 「検察官申請の証拠物は、裁判官の捜索差押許可状なしに差し押さえられたものであり、違法収集証拠として排除されるべきです。」

### 裁判員のための解説

- 1 捜査は、法律で定めた手順に従って、行わなければなりません。関係者の基本的人権を侵すことがないように、刑事訴訟法などの法律で、厳密な手順が定められています。
- 2 違法収集証拠が排除される理由  
あってはならないことですが、そのような手順に違反して集めた証拠がある場合、それを裁判で使うことはできないこととされています。それが、裁判への信頼を守ることになり、また違法な捜査を繰り返させないことにつながるからです。
- 3 違法収集証拠であるとの主張は、公判前整理手続（ p.13 ）でなされ、裁判員が参加する裁判の段階では、既に排除されていることもあり得ますが、公判で弁護人側が主張することもあるでしょう。  
そのような場合、裁判官は裁判員に意見を聞くことができます。ただし、排除するかどうかを決定するのは、3人の裁判官となります。
- 4 「見てしまって」も「なかったもの」とする  
その証拠を裁判員が見てしまった後で、違法収集証拠として排除され、証拠として採用されないことが決まる場合もあり得ます。その時には、その証拠は「なかったもの」として、無視して判断しなければなりません。

### 法律家のための解説

- 1 違法収集証拠の扱いを「法廷で証拠として取調べてはいけない」としたのは、「証拠能力」について、「証拠能力があるということは、法廷で証拠として取調べてよいということ」とした検討結果との整合性からです。
- 2 「法則」を「ルール」としたのは、判例により形成されてきた原則であり、かつ守る

べきものという趣旨がわかる言葉として妥当と考えたものです。

- 3 その証拠を使うか排除するかで、有罪、無罪の判断に密接にかかわることがあるので、裁判員に対しては、わかりやすい説明が肝要です。
- 4 違法の程度の問題、証拠排除の基準を一般論として説明しようとするとうと難解になります。それぞれのケースにおいて工夫することになります。

**関連語** 証拠能力

## 10 自白・自白の任意性

### 自白

自分が犯したことについて自ら話すこと

### 自白の任意性

脅かされたり，だまされたりすることなく，自らの意思で自白すること  
『任意性のない自白』は，証拠とすることができない。

### 使用例

証拠調べが終わった後の「論告」で

検察官 「被告人は捜査段階で，被告人自身が被害者をナイフで刺したことを自白しています。」

証拠調べが終わった後の「最終弁論」で

弁護人 「被告人は被害者をナイフで刺したことは認めていますが，殺そうという殺意はありませんでした。捜査段階の自白は『殺人』の自白ではなく，刺した事実を認めたに過ぎません。被告人は傷害罪です。」

### 裁判員のための解説

#### 1 「自白」とは

被告人が捜査段階で取調べを受けた時に作成される員面調書( p.30)や検察官調書( p.26)などの中には，被告人が，自分が犯した行為について，自ら話した内容のものがああります。そのような内容の話を「自白」といい，それが記載された調書を「自白調書」といいます。

#### 2 「自白」が証拠として認められる条件

自白調書が証拠として認められるためには，自白が本人の意思にもとづいて任意になされたことが必要です。脅かされたり，だまされたりすることなく，自らの意思で自白したと認められる場合は，自白が「任意になされた」とされます。任意性のない自白は証拠とすることはできません。

刑事裁判で用いられる証拠は，証拠能力( p.31)が認められるものでなければなりません。任意性のない自白には，この証拠能力が認められません。

#### 3 自白が証拠として制限される理由

憲法38条1項は，「何人も，自己に不利益な供述を強要されない」と定め，同2項は，「強制，拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は，これを証拠とすることができない」と定めています。

刑事訴訟法319条1項でも，「強制，拷問若しくは脅迫による自白，不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は，これを証拠とすることができない」と定めています。

このように、憲法や刑事訴訟法に自白についての厳格な規定があるのは、不当にさせられた自白に基づく誤判を防ぐこと、自白の強要に伴う人権侵害を防止することが目的だからです。

### 法律家のための解説

- 1 「自白」はよく知られた言葉ですが、この言葉に対する一般的な認識は、法律用語とずれがあることを理解しておく必要があります。  
一般的には、自白はそもそも「自分の意思」であるものだという認識を持たれています。ですから、「自分の意思に基づかない自白」があると言う考え方が、理解されにくいのです。「任意」でないものは「自白」とは考えないし、自白が「信用できない」という発想も理解しにくいということになります。  
「自ら進んで、犯したこと全てを話す」という印象があります。自分のバージョンのストーリーを語る、というイメージです。このため「一部の自白」という概念は、理解されにくいことになります。
- 2 その結果、「自白は、まず任意性・信用性に疑いを持って見るもの」という通常の弁護人の発想は、一般には通用しにくいことを十分に理解した上で、「自白」という言葉を使う必要があります。
- 3 「一部自白」を単に「自白」と表現すると、「全部を自白している」と誤解される可能性があります。一部自白については、被告人が「認めている事実」を、必要に応じて特定して話す必要があります。
- 4 任意性に触れる必要がある場合は、「『任意性』があるかどうか」が争点です。任意性とは・・・」と説明していくより、冒頭の説明例のように、その内容を具体的に説明したほうが良いと思われれます。

**関連語** 証拠能力、違法収集証拠、違法収集証拠排除の法則

## 1 1 伝聞法則・伝聞証拠・伝聞供述

### 伝聞法則

誰かが法廷の外で話したことは、証拠にできないという規則。そのため、人が話したことを証拠にするためには、その人に法廷に来て、語ってもらうことが必要になる。

### 伝聞証拠

誰かが法廷の外で話したことが書面やビデオ、また聞き証言など、間接的な方法で法廷に持ち出されるもの。伝聞法則によって、原則として証拠にはできない。

### 伝聞供述

証人が、法廷で他人から聞いた話を語ること。この証言は伝聞証拠となるから、相手方は異議を出すことができる。

### 使用例

#### 証人尋問で

証人 A 「Bさんから、『被告人がCさんを殴るのを見た』という話を聞きました。」  
弁護士 「異議あり。裁判長、今の証言は伝聞供述です。」

### 裁判員のための解説

- 1 誤った判断をさせるおそれの大きい情報は、刑事裁判では証拠として使えません。その一つに「伝聞証拠」があります。それを証拠にできないという原則を「伝聞法則」といいます。
- 2 伝聞証拠には、いわゆる「また聞き」にあたる供述・証言や、人から聞いた話を書いた「書面」、自分が体験したことを書いた書面、あるいは人の話を録音したものなどがあります。
- 3 「また聞き」は、話した本人ではなく、それを聞いた他人が、「さんが・・・と話した」と証言するものです。上の使用例では、AさんがBさんから聞いた話を証言しています。このような場合、法廷では、Bさんに思い違いなどがないかどうか、Bさん本人に直接尋ねることができません。そのため、Bさんの話がどれくらい信頼できるものかを確認することができません。
- 4 また、人の話が「書面」という形になっていると、本当らしく見えてしまうものです。しかし、内容についてその人に質問してみると、これも思い違いがあったり、書き方が不十分であったりということもよくあります。法廷での証言の代わりに書面を証拠にすると、書いた本人に正確さを問いただすことができません。ビデオに録音・録画された人の話も、これと同じです。
- 5 「また聞き」や「書面」、「ビデオ」には、このような難しさがあります。そのため、実は不正確な話であっても間違っても信用して結論を出してしまう危険がありま

す。それを防ぐために、刑事裁判ではこれらの伝聞証拠は、原則として証拠とすることができないという規則があります。

- 6 ただ、伝聞証拠であっても、例外として証拠とできる場合があります。刑事訴訟法はそのための条件を詳細に定めています。裁判の中で、これらの例外に当たるかどうか、議論になる場合があります。

### 法律家のための解説

- 1 伝聞証拠の厳密な定義は学説上も統一されておらず、証拠法の中でも最も難解な分野の一つです。裁判員に対して、「証拠としてはならない性質の証言」であるとして、証拠の採否についての結論のみを提示すれば足りるのか、なぜそれを証拠としてはいけないのか理由まで遡って説明する必要があるのか、が問題となります。
- 2 法廷の証人尋問では、裁判員は、伝聞供述である証言を既に聞いてしまった後、異議が出されることとなります。しかし、証言を聞いた後で「その証言は無視するように」と結論だけを言われても、なぜ無視しなければならないのか、裁判員には理解しにくでしょう。心理学者は、このような指摘をされると、逆に後々までその証拠の意味を考えてしまう傾向すら指摘しています。

そこで、なぜ、その情報を無視しなければならないのか、理由をわかりやすく説明する必要が生じます。
- 3 伝聞例外となると、説明はさらに難しくなります。

多くの伝聞例外については、公判前整理手続で決定されることになるでしょう。しかし、たとえば刑訴法 321 条 1 項 2 号後段の相反供述があった場合、裁判員に対して、どのような説明をしたらよいのかが問われることになり、一定の説明方法を考える必要があるでしょう。
- 4 伝聞証拠の厳密な定義については学説上の違いがあっても、「人が話したことを証拠にするには、話す人を法廷に連れてこなくてはならない」という点では一致すると考えられます。そこで、「法廷の外で話したことは証拠にできない」という説明方法が考えられます。
- 5 伝聞証拠には、基本的に「また聞き」の供述と、「書面」の二種類があります。その場面に応じて、「法廷の外で話したことを書面やビデオなどにしたもの(書面の場合)」、「法廷でのまた聞きになる証言(供述の場合)」という説明が考えられます。
- 6 「なぜ伝聞証拠を証拠として採用することができないか」についての説明としては、基本的には「話した本人に尋ねて正確さを確かめることができないから」、という説明が分かりやすいでしょう。「また聞きになる証言はだめ」、「法廷にこないでただ紙に書いて出すというのもだめ」、ということです。

混乱しやすいのは、証言における伝聞供述の場合、証人自身は直接経験していること(経験した人の話を直接聞いているということ)を証言しているのであって、証人にとっては「また聞き」ではないということです。この点を誤解されないためには、「裁判官や裁判員にとってまた聞きとなるから。」という説明をするのがわかりやすいでしょう。
- 7 たとえば以下のような説明例が考えられます。

「裁判所にとって、また聞きになるから。」

「たとえ証人にとってはまた聞きではなくても、裁判所にとってまた聞きとなるから。」

「本当かどうか、体験したという人自身に直接確かめることができないから、証拠にはできない。」

8 「書面」については、以下のような説明例が考えられます。

「人の話を書面にしたものは証拠にはできない。なぜなら、本人に中身が正確かどうか確かめられないから。」

9 伝聞証拠禁止の例外の説明例(刑訴法 321 条 1 項 2 号後段を例として)としては、たとえば、以下のような説明方法が考えられます。

「検察官が事件について事情を聞いて内容を書き記した調書の場合、特例があります。この事件では、検察庁で参考人として取調べられた人が、その後法廷で、そのときと違う内容を証言しています。この場合、検察庁での話と法廷での証言を比較して、どちらの方が本当のことを言いやすい状況だったかを考えます。検察庁での話の方が、特別に信用できる状況で話されていたとすれば、それは例外として証拠にすることができます。」

**関連語** 証拠能力，違法収集証拠，違法収集証拠排除の法則，検察官調書（検面調書）

## 1 2 弾劾証拠

ある供述が必ずしも信用できないことを示すための証拠。ただし、それ以外の目的で証拠としては使えない。

### 使用例

証人尋問で

弁護士「証人の平成21年5月10日付の員面調書は証人の法廷での証言と矛盾しているのです、これを弾劾証拠として提出します。」

### 裁判員のための解説

- 1 弾劾証拠とは、ある供述が必ずしも信用できないことを示すための証拠です。例えば、検察官申請の証人の反対尋問において、弁護士が、証人の主尋問における証言の信用性を弾劾するために、その証言と矛盾することが記載された書面を呈示することがあります。そのような書面が弾劾証拠です。
- 2 書面は、伝聞法則により、原則として証拠とすることはできませんが、このような弾劾証拠は、例外的に証拠とすることができます（p.37）。ただし、その弾劾証拠は、ある供述が必ずしも信用できないことを示すための証拠としては認められますが、それ以上に、例えば、そこに記載されていることを事実と認定するための証拠としては使えません。

### 法律家のための解説

- 1 裁判員に対して弾劾証拠を提示する際に、弾劾証拠の意味を分かりやすく伝えるとともに、弾劾証拠を事実認定のための実質証拠とすることはできないことも伝える必要があります。  
特に については、裁判員に、弾劾証拠と実質証拠の使い分けを正確に理解してもらうために、分かりやすい説明をする必要があります。
- 2 弾劾証拠の説明  
弾劾証拠は、基本的に自己矛盾供述を提示して、公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証明力を争う(虚偽の可能性を生じさせ証明力を減殺する)証拠です。  
これを「ある供述が信用できないことを証明するための証拠」として説明してしまうと、あたかもその供述が信用できないと決めつけてしまうニュアンスが前面に出てしまいます。  
断定的な表現を避けるという観点から、「必ずしも」を入れることとし、また「証明する」ではなく「示すための」という表現を用いることにしました。
- 3 実質証拠との区別  
この点、弾劾証拠を「信用できないことを証明するための証拠」とすると、前述のと

おり、あたかもその供述が信用できないと決めつけてしまう＝事実認定のための実質証拠として事実上使用する、ことに繋がっていく危険があります。

そこで、「証明する」ではなく「示すための」という表現を使用しています。

また、事実認定のための実質証拠としては使用できないことを明確にするために、「ただし、それ以外の目的で証拠としては使えない。」という表現を末尾に加えました。この点、事実認定のために使えないことをより明確にするために、端的に「ただし、事実の証明には使えない。」とすることも考えられますが、裁判員にとっては、「信用できないことを示すための証拠」と「事実の証明には使えない(証拠)」との区別は難しいという難点があります。

そこで、前者の「ただし、それ以外の目的で証拠としては使えない。」という表現を用いることとしました。

**関連語** 伝聞法則，伝聞証拠

## 13 合意書面

証人が供述するであろう内容について，検察官と弁護人の推測が合致した内容を整理してまとめた書面。

これによって，法廷でその証人に対し，双方が同じ内容を尋問する必要がなくなる。

場面に応じて「証人」を「鑑定人」や「被告人」に置き換えることとなります。

### 使用例

証拠取調べにおいて

裁判長 「これから，証人 について**の合意書面**の取調べをいたします。（以下朗読）」

### 裁判員のための解説

- 1 「人の記憶」を証拠とする場合は，伝聞法則（ p.37）により，原則としてその証人に法廷に来て証言してもらい，捜査段階の供述調書などの書面は，原則として証拠としないことになっています。
- 2 しかし，検察官・弁護人の両者が，その証人が法廷に来て証言するであろう内容が推測でき，かつその内容の全部か一部について争いなく一致できる場合は，その一致できる内容を書面にして，例外的に証拠として提出することができることになっています。これが合意書面です。
- 3 これは，両当事者が合意している点で誤判の危険性が減少すること，不必要な証人尋問をしなくて済むことなどが理由です。
- 4 合意書面が提出されたら，裁判長が朗読しますので，よく聞き取りましょう。
- 5 合意できた事実が一部の場合，残りの部分については証人尋問がされる場合があります。

### 法律家のための解説

- 1 法律的に，合意書面の証明力を争うことは妨げられません。  
しかし合意書面を使用する場合は，実際には，その内容に関してはもはや争われず，証人尋問をする必要がなくなるという実務上の大きな役割があり，これを裁判員に伝える必要があります。これを，「同じことを法廷で尋問する必要がなくなる」と説明しました。
- 2 同意書面との区別  
同意書面は，当事者の一方が作成した証拠を他方が認めるものであるのに対し，合意書面は，両当事者の合意によって作られるものです。  
この両当事者の合意の対象を明らかにして，「検察官と弁護人の推測が合致した内容を整理してまとめた書面」と説明しました。

関連語 伝聞法則，伝聞証拠